



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
10 月 16 日 (金)
号 外
第 52 号

目 次

条 例

○認定こども園の認定の要件を定める条例の制定	3
○地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理	4
○職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	5
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	6
○栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正	7
○栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正	9
○栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部改正	10

本号で公布された条例のあらまし

◇認定こども園の認定の要件を定める条例の制定（栃木県条例第23号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園における満 3 歳以上の子どもに係る学級編制の基準を改めること等のため、認定こども園の認定の要件を定める条例の全部を改正することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理（栃木県条例第24号）

- 1 地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、次の条例について所要の改正をすることとしました。
 - (1) 栃木県公営企業の設置等に関する条例
 - (2) 栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例
 - (3) 栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第25号）

- 1 人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の改正に鑑み、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当等の支給日額の限度額を 2,880 円（現行 2,160 円）に改定するため、所要の改正をすることとしました。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和 8（2026）年 4 月 1 日から適用することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（栃木県条例第26号）

- 1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県立衛生福祉大学校条例の一部改正（栃木県条例第27号）

- 1 栃木県立衛生福祉大学校保健看護学部保健専攻科を設置するため、所要の改正をすることとしました。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和 9（2027）年 4 月 1 日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正
(栃木県条例第 28 号)

- 1 産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部改正 (栃木県条例第 29 号)

- 1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

- 次に掲げる条例をここに公布する。
- 1 認定こども園の認定の要件を定める条例
 - 2 地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例
 - 3 職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
 - 5 栃木県立衛生福祉高等学校条例の一部を改正する条例
 - 6 栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例
 - 7 栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部を改正する条例
- 令和 8 年10月16日
- 栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第23号

認定こども園の認定の要件を定める条例

認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年栃木県条例第50号）の全部を改正する。
(趣旨)

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。
(認定こども園の認定の要件)

第 3 条 認定こども園の認定の要件は、次条及び第 5 条に定めるものを除くほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第 2 号）（同告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

(非常災害対策)

第 4 条 認定こども園は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、周辺の地域の環境及び子ども（認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の特性等を踏まえ、子どもの安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 認定こども園は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに子どもの円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、子ども等に周知しなければならない。

3 認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意及び訓練をすよう努めなければならない。

4 認定こども園は、前項の訓練のうち避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上行わなければならない。

5 認定こども園は、第 1 項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。
(人権の擁護等に関する措置)

第 5 条 認定こども園は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(規則への委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども政策課)

栃木県条例第24号

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

(栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 栃木県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年栃木県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)			(議会の同意を要する賠償責任の免除)		
第11条	法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。		第11条	法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。	

(栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年栃木県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)			(議会の同意を要する賠償責任の免除)		
第 6 条	法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。		第 6 条	法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	

(栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 3 条 栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年栃木県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(趣旨)			(趣旨)		

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員長又は委員又は職員（同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</u> （知事等の損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 （1）<u>地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</u> ア～エ 略 （2）<u>地方警務官 地方自治法施行令第173条の5第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</u> ア・イ 略	第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員長又は委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</u> （知事等の損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 （1）<u>地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</u> ア～エ 略 （2）<u>地方警務官 地方自治法施行令第173条の4第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</u> ア・イ 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県条例第25号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当） 第26条 略 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>2,880円</u>を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。	（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当） 第26条 略 2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>2,160円</u>を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年栃木県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(災害応急作業等手当)			(災害応急作業等手当)		
第 6 条 略			第 6 条 略		
2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき <u>2,880 円</u> を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める。			2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき <u>2,160 円</u> を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める。		

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の職員の特殊勤務手当条例」という。）及び第 2 条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の学校職員の特殊勤務手当条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
(特殊勤務手当の内払)
- 改正後の職員の特殊勤務手当条例第26条の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第26条の規定に基づいて支給された災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、改正後の職員の特殊勤務手当条例第26条の規定による災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の内払とみなす。
- 改正後の学校職員の特殊勤務手当条例第 6 条の規定を適用する場合には、第 2 条の規定による改正前の栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第 6 条に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の学校職員の特殊勤務手当条例第 6 条の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

(人事課)

栃木県条例第26号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年栃木県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表第 2（第 2 条関係）			別表第 2（第 2 条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び	(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律	1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び	(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律

第18号) 第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。) (特別支援学校の高等部を除く。) に在学する生徒又は学生の保護者等 (同法第3条第2項第3号		実施又は徴収金の徴収に関する事務 (以下「生活保護実施等事務」という。) であって規則で定めるもの		第18号) 第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。) (特別支援学校の高等部を除く。) に在学する生徒又は学生の保護者等 (学校教育法第26号) (昭和22年法律第26号) 第16条に規定する保護者その他の当該生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者をいう。以下同じ。) に対する奨学のための給付金の支給に関する情報 (以下「奨学のための給付金支給関係情報」という。) であって規則で定めるもの		2 ～ 7 略		(2) 略	
附 則									
この条例は、公布の日から施行する。									
栃木県条例第27号									
栃木県立衛生福祉大学校条例の一部を改正する条例									
栃木県立衛生福祉大学校条例 (昭和59年栃木県条例第3号) の一部を次のように改正する。									
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。									
(設置)		改 正 後		改 正 前		(設置)			
第1条 略		2 大学校は、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第125条第1項に規定する専門課程及び同法第125条の2第1項に規定する専攻科を置く専修学校とする。				第1条 略			
(学部、学科等)						2 大学校は、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第125条第1項に規定する専門課程を置く専修学校とする。			
						(学部、学科等)			

(行政改革 I C T 推進課)

第2条 大学校に置く学部及び学科の名称並びに養成対象は、次のとおりとする。

学部	学科	養成対象
保健看護学部	保健学科	略
	略	略

(修業年限)

第3条 大学校の修業年限は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年限とする。

学科	修業年限
保健学科	略

(入学資格)

第4条 大学校に入学する資格を有する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

学科	入学する資格を有する者
保健学科	略
略	略

(入学科)

第7条 大学校に入学する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入学科を入学の際に納付しなければならない。

学科	入学科
保健学科	略
略	略

(授業料)

第8条 大学校に入学した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる授業料を納付しなければならない。

第2条 大学校に置く学部及び学科の名称並びに養成対象は、次のとおりとする。

学部	学科	養成対象
保健看護学部	保健専攻科	略
	略	略

(修業年限)

第3条 大学校の修業年限は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年限とする。

学科	修業年限
保健専攻科	略
略	略

(入学資格)

第4条 大学校に入学する資格を有する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

学科	入学する資格を有する者
保健専攻科	略
略	略

(入学科)

第7条 大学校に入学する者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入学科を入学の際に納付しなければならない。

学科	入学科
保健専攻科	略
略	略

(授業料)

第8条 大学校に入学した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる授業料を納付しなければならない。

<table><tr><td>学 科</td><td>授 業 料</td><td>年 額</td></tr><tr><td>保 健 専 攻 科</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>				学 科	授 業 料	年 額	保 健 専 攻 科	略		略			<table><tr><td>学 科</td><td>授 業 料</td><td>年 額</td></tr><tr><td>保 健 学 科</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>				学 科	授 業 料	年 額	保 健 学 科	略		略		
学 科	授 業 料	年 額																							
保 健 専 攻 科	略																								
略																									
学 科	授 業 料	年 額																							
保 健 学 科	略																								
略																									
2・3 略				2・3 略																					
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 栃木県立衛生福祉大学校保健看護学部保健学科（以下「保健学科」という。）は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日に保健学科に在学する者が保健学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。 3 この条例の施行の際現に保健学科に入学を許可されている者（令和9年度に入学する者に限る。）は、栃木県立衛生福祉大学校保健看護学部保健専攻科に入学を許可されている者とみなす。 4 附則第2項の規定により存続するものとされる保健学科に在学する者に係る修業年限及び授業料については、なお従前の例による。 (保健福祉課)																									
栃木県条例第28号 栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例 栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例（平成25年栃木県条例第6号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。																									
<table><tr><td>改</td><td>正</td><td>後</td></tr><tr><td colspan="3">(求償権の放棄等の承認)</td></tr><tr><td colspan="3"> 第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。 (1)・(2) 略 (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第23項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 (4)～(6) 略 </td></tr></table>				改	正	後	(求償権の放棄等の承認)			第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。 (1)・(2) 略 (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第23項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 (4)～(6) 略			<table><tr><td>改</td><td>正</td><td>前</td></tr><tr><td colspan="3">(求償権の放棄等の承認)</td></tr><tr><td colspan="3"> 第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。 (1)・(2) 略 (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 (4)～(6) 略 </td></tr></table>				改	正	前	(求償権の放棄等の承認)			第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。 (1)・(2) 略 (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 (4)～(6) 略		
改	正	後																							
(求償権の放棄等の承認)																									
第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。 (1)・(2) 略 (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第23項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 (4)～(6) 略																									
改	正	前																							
(求償権の放棄等の承認)																									
第3条 略 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。 (1)・(2) 略 (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 (4)～(6) 略																									
附 則 この条例は、公布の日から施行する。																									

(経営支援課)

栃木県条例第29号

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部を改正する条例

栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例（平成30年栃木県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(設置)			(設置)		
第1条 宇都宮市及び芳賀町が実施する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第9条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の認定を受けた同法第8条第1項に規定する軌道運送高度化実施計画に定められた同法第2条第7号に規定する軌道運送高度化事業を支援し、持続可能な地域公共交通網の形成を促進するため、栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。			第1条 宇都宮市及び芳賀町が実施する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第9条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の認定を受けた同法第8条第1項に規定する軌道運送高度化実施計画に定められた同法第2条第6号に規定する軌道運送高度化事業を支援し、持続可能な地域公共交通網の形成を促進するため、栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(交通政策課)